

2022年9月1日

九州厚生局長崎事務所
所長 佐藤 公亮様

長崎県保険医協会
会長 本田孝也

(会員：県内の医師・歯科医師1,890人)

集団的個別指導等の運用に関する要望書

拝啓 国民医療の充実・向上に向けた日夜のご努力に対し、深く敬意を表します。

現在、新型コロナウイルス感染症の感染が拡大する中、医療機関は感染拡大防止の取組を強化しながら日常診療を行っており、大きな負担を強いられています。当協会の調査では医科77%、歯科87%の診療所で「新型コロナの感染又は濃厚接触によって、休業した医師、歯科医師やスタッフがいた」と回答しています。診療所は一人医師・歯科医師がほとんどですので、感染してしまうと即休業に追い込まれ、何の保証もなく、経営的にも大打撃です。さらに、医療機関の休業は地域医療にも大きな影響を及ぼします。

このような状況下で貴局において、指導等を実施するのであれば、それ自体が密を引き起こす可能性があり、対面による集団的個別指導等は中止し、オンラインによるものなどに変更すべきだと考えます。

また、来年度の個別指導及び集団的個別指導の選定にあたっては、今年度の特定の期間の平均点数データを使用することとなります。しかし、コロナ禍の今年度の平均点数のデータは特殊な状況下のもので各医療機関の実態を示しているものではありません。

以上のことから下記事項について強く要望します。

記

- 一、今後予定されている個別指導は緊急性があるものを除き中止すること。
- 一、9～11月の医科、11月の歯科に対する集団的個別指導は対面ではなく、九州厚生局ホームページ（動画）の視聴または資料配布に変更すること。
- 一、来年度の個別指導及び集団的個別指導の選定にあたっては、コロナ禍の特殊性を考慮し一律に高点数を要件としないこと。

以上